

融資取引サービス利用規定

京都中央信用金庫

第1条（本規定の適用）

- （1）融資取引サービス利用規定（以下、「本規定」という。）は、京都中央信用金庫（以下「当金庫」という。）が提供する「中信ビジネスポータル」（以下、「基本サービス」という。）を通じて、インターネット上で融資の申込手続き等がご利用いただける「融資取引サービス」（以下、「本サービス」という。）に関して定めたものです。
- （2）お客様が本サービスを利用するに際しては、当金庫とお客様の間に本規定が適用されるものとします。

第2条（サービス内容）

（1）信用保証協会WEB申込サービス

お客様が基本サービスを通じて信用保証協会に対する保証委託の申込を行うことができるサービスです。ご利用に際しては、以下の点にご留意ください。

- ① 保証委託の申込には別途必要書類等の郵送を行う場合があります。
- ② 保証委託の申込を行った場合でも、当金庫および信用保証協会による審査の結果、信用保証協会への申込を承諾しないことがあります。
- ③ お客様は、当金庫からの融資に係る保証委託の申込についてのみ本サービスを利用することが可能であり、他の金融機関等からの融資に関して本サービスを利用することはできません。
- ④ 本サービスは、融資の申込手続きをWEB上で完結出来るものではありません。当金庫に対する融資の申込は、当金庫所定の手続きを行う必要があります。

（2）当座貸越WEBサービス

基本サービスを通じて当金庫と「中信タイムリーローン」（以下、「当座貸越」という。）をご契約済のお客様が「借入請求」と「随時返済」の申込手続きを行うことができるサービスです。ご利用に際しては、以下の点にご留意ください。

- ① 当座貸越の借入を行う場合、お客様は依頼日、実行金額、実行希望日等、当金庫の定める事項を本サービス上で入力し、当座貸越借入請求書を作成します。
- ② 当座貸越の返済を行う場合、お客様は依頼日、返済金額、返済希望日等、当金庫の定める事項を本サービス上で入力し、当座貸越返済依頼書を作成します。
- ③ お客様は、当座貸越借入請求書、当座貸越返済依頼書の内容に誤りがないこと、および当金庫の定める事項を確認のうえ、申込を行います。本サービスを利用した当座貸越の借入および返済の申込については、実行希望日（または返済希望日）の2営業日前までに行うものとします。なお、当座貸越には当金庫所定の審査があり、

本サービスは申込内容どおりの融資を確約するものではありません。

- ④ 当金庫は、申込の都度、必要な事務手続を行います。本サービス上での当座貸越借入請求書、当座貸越返済依頼書の最終承認後、申込の内容を訂正または取消する必要がある場合には、当金庫が申込を差戻し、お客様にその旨を通知します。
- ⑤ お客様と当金庫との間で、取引内容について疑義が生じた場合には、当金庫が保存する電磁的記録の記録内容を正しい取引内容とみなします。
- ⑥ 本サービスを利用して作成した当座貸越借入請求書、当座貸越返済依頼書について、訂正または取消等を行う必要がある場合には、当金庫所定の手続を行う必要があります。

(3) 資料授受サービス

お客様が基本サービスを通じて当金庫へ決算書等の資料の受渡しを行うことができるサービスです。

第3条 (本サービスの利用環境等)

(1) 利用環境の準備、維持

お客様は、当金庫で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、お客様の負担および責任において、本サービスの利用に適したパソコン等の動作環境を準備し維持するものとします。

(2) 利用にあたっての費用負担

本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコン等、その他機器等の導入費用等については、お客様が負担するものとします。

(3) 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日、利用可能時間は、いずれも当金庫所定の日・時間帯とします。なお、本サービスは国内からのご利用に限ります。

(4) 当金庫都合によるサービスの一時停止・中止

回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であってもお客様に予告することなく、当金庫は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

なお、回線障害、システム障害、通信回線の混雑、電力供給停止、臨時の保守・メンテナンス、天災地変、その他当金庫の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの全部または一部が利用できないこと、または取扱いが遅延したこと等によりお客様等に損害が生じた場合であっても、当金庫に故意または重過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第4条 (サービスの利用申込)

- (1) 本サービスを利用する場合には、事前に当金庫所定の方法により基本サービスの利

用登録手続きが必要となります。

- (2) 本サービスの利用には、当金庫所定の利用申込書の提出が必要となります。
- (3) お客様は、利用申込書を当金庫に提出いただくことで、本規定に同意いただいたものとし、なお、当金庫が別途定める場合、本サービスのWEB上により同意手続きを行うことがあります。
- (4) 融資申込に関して、事前に当金庫の審査が必要となります。

第5条（サービスの利用承諾）

- (1) 当金庫は、本サービスの提供にあたり、基本サービスに登録のあるお客様の次の情報を、本サービスの提供・運用に必要な範囲で、セイコーソリューションズ株式会社に連携（提供）します。お客様は、本サービスの利用申込にあたり、当該情報連携（提供）に同意し、当金庫所定の方法により情報提供を認可するものとし、
 - ① 企業情報
 - ② ログインID
 - ③ メールアドレス
 - ④ 利用権限情報
- (2) お客様が前項の認可を行わない場合、当金庫は本サービスを提供できず、お客様は本サービスを利用できないものとし、

第6条（本人確認）

- (1) お客様の本人確認は、基本サービスへのログイン時に行います。
- (2) お客様は、基本サービスで用いるログインID、パスワードその他認証情報を自己の責任で厳重に管理し、第三者等へ開示・漏えいしないものとし、

第7条（セキュリティ対策）

お客様は、本サービスの利用にあたり、利用端末へのセキュリティソフト導入、不正アクセス防止、オペレーティングシステム・ブラウザ等の更新その他セキュリティ対策を講じるものとし、

第8条（禁止事項）

お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行わないものとし、

- (1) 本サービス利用時に虚偽の内容を送信・登録する行為
- (2) 本サービスの運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
- (3) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
- (4) 法令または公序良俗に反する行為
- (5) その他当金庫が不適切と判断する行為

第9条（解約等）

（1）当事者の都合による解約

本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、お客様から当金庫に対する解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。なお、お客様からの解約の効力は、当金庫所定の方法により当金庫が解約処理を完了した時点から生じるものとします。

（2）解約通知

当金庫の都合により本サービスを解約する場合は、当金庫所定の方法で解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更、電子メールアドレス変更等の事由によりお客様に到達しなかったときは、通常到達すべき時にお客様に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

（3）代表口座の解約

代表口座が解約された場合は、本サービスは解約されたものとします。

（4）当金庫の判断によるサービスの解約

お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、お客様に何らの通知をすることなく本サービスを解約することができます。なお、解約によりお客様等に損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

- ① 支払停止または、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、若しくは自ら申立てまたはその準備を行ったとき
- ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- ③ 当金庫からお客様へ送付する郵送物をお客様が受領できない場合など住所変更等の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき
- ④ 本規定に違反した場合等、当金庫が解約を必要とする相当の事由が生じたとき
- ⑤ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
- ⑥ 営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき
- ⑦ 相続の開始があったとき

（5）暴力団排除条項による解約

お客様において、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでもお客様に事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。

- ① お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ア．暴力団
 - イ．暴力団員
 - ウ．暴力団準構成員

- エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
 - カ. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - キ. その他アからカに準ずる者
 - ク. アからキのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ケ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - コ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - サ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - シ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ② お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損、または当金庫の業務を妨害する行為
 - オ. その他アからエに準ずる行為

(6) 処理の中止

本サービスが終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当金庫はその処理を継続する義務を負いません。

また、これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(7) 既存取引への影響

本サービスの解約または終了は、お客様と当金庫との間の既存の融資取引その他の取引（当座貸越取引を含みます。）の効力に影響を及ぼすものではありません。

第10条（本規定の変更）

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第11条（免責事項）

基本サービスの利用規定の定めに従い、本サービスが利用できなかったこと等によりお客様または第三者が損害を被った場合であっても、当金庫に故意または重過失がある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

第12条（本規定に定めのない事項）

本規定に定めがない場合は、基本サービスの規定が適用されるものとします。

第13条（準拠法と管轄）

本サービスの準拠法は日本法とします。本サービスに基づく取引に関して紛争が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

（2026年6月1日現在）